

平成 20 年度
図書館事業報告書



平成 21 年 8 月
昭島市民図書館

も く じ

I	昭島市の概要	・・・	3	4 図書館サービス	・・・	26
	昭島市のあゆみ	・・・	3	(1) 団体貸出	・・・	26
	昭島市民憲章	・・・	4	(2) 移動図書館「もくせい号」	・・・	27
	昭島市教育委員会の教育目標	・・・	4	(3) リクエストサービス	・・・	28
				① リクエスト件数	・・・	28
II	図書館の概要	・・・	5	② 最多リクエスト図書【TOP10】		
	市民図書館	・・・	5	(4) レファレンスサービス	・・・	29
	昭和分館	・・・	5	(5) 地域資料	・・・	30
	緑分館	・・・	6	(6) 新聞マイクロフィルム	・・・	31
	つつじが丘分室	・・・	6	(7) コピーサービス	・・・	31
	やまのかみ分室	・・・	7	(8) 市民利用パソコンコーナー	・・・	32
	移動図書館（もくせい号）	・・・	7	(9) 小集会室の提供	・・・	32
	市立会館等図書コーナー	・・・	8	(10) 障害者サービス	・・・	33
	図書返却ポスト設置場所	・・・	8	(11) リサイクル事業	・・・	35
	図書返却場所	・・・	8	(12) 図書館ホームページ	・・・	35
	開館時間及び休館日	・・・	9	(13) 図書館施設見学	・・・	36
	市民図書館1階平面図	・・・	10	(14) 図書館職場体験学習	・・・	36
	市民図書館2階平面図	・・・	12	5 子ども読書活動推進事業	・・・	37
	職員構成	・・・	13	(1) あきしま語りのまつり	・・・	37
	図書館年表	・・・	14	(2) 夏休み図書館まつり	・・・	37
III	図書館の事業	・・・	15	(3) 親のための絵本読み聞かせ講座		
	1 平成18年度昭島市民図書館運営方針			(4) 作ってみよう！しかけ絵本	・・・	38
		・・・	15	(5) 中学高校生の読書フォーラム	・・・	38
	2 昭島市民図書館協議会の活動	・・・	16	(6) おはなし会	・・・	39
	(1) 開催状況	・・・	16	(7) 派遣事業	・・・	40
	(2) 昭島市民図書館協議会委員名簿					
		・・・	16			
	(3) 先進図書館見学ツアー	・・・	17	IV 市内図書館マップ	・・・	41
	3 統計データ	・・・	18			
	(1) 市民サービス指標	・・・	18	V 図書館に関する例規資料	・・・	43
	(2) 蔵書冊数の推移	・・・	19	図書館法	・・・	44
	(3) 館別の蔵書冊数	・・・	20	昭島市市民図書館設置条例	・・・	47
	(4) 個人登録者数	・・・	20	昭島市市民図書館協議会条例	・・・	48
	(5) 館別・年齢別登録者数	・・・	21	昭島市市民図書館運営規則	・・・	49
	(6) 個人貸出冊数の推移	・・・	22	昭島市市民図書館処務規則	・・・	53
	(7) 月別貸出冊数	・・・	23			
	(8) 市民図書館入館者数及び貸出者数					
		・・・	24			
	① 月別入館者数及び貸出者数	・・・	24			
	② 曜日別入館者数	・・・	24			
	③ 最多貸出図書【TOP10】	・・・	25			

I 昭島市の概要

市制施行	昭和29年5月1日
位 置	北緯 35度41分から44分 東経 139度20分から24分
広 が り	東西 6.06 k m 南北 4.00 k m
市の面積	17.33 k m ²
人口と世帯	112,808人（平成21年4月1日） 男 56,797人 女 56,011人 世帯数 50,528

昭島市のあゆみ

昭島市は、昭和29年（1954年）5月1日、当時の北多摩郡昭和町と拝島村が合併して、東京都で7番目の市として誕生しました。

昭和36年（1961年）に多摩川の河川敷から出土したアキシマクジラの化石から、有史以前にはこのあたりが海であったことを知ることができます。

人が住み始めたのは今から1万年前からと思われ、南向きの段丘で陽当たりがよく、豊かな清水も湧き出していたことから生活環境としては適していたものと思われ。また、多摩川に沿った河岸段丘で発見された縄文遺跡から先人の暮らしぶりを知ることができます。

鎌倉時代には、武蔵野台地の開墾が進められたことによって集落の形成が一層進みました。このため、寺社及び文化遺跡が多く残されています。

江戸時代には、郷地、福島、築地、中神、宮沢、大神、上川原、田中（作目村を含む）、拝島の9ヶ村がありましたが、当時の村落は台地上の上川原を除き、南部の湧水地域に形成され、稲作や畑作を営む農村でした。

明治時代になり、市域の9ヶ村は廃藩置県（明治4年）などから神奈川県に管轄となり、明治17年（1884年）の立川村を含めた10ヶ村連合村設置と明治22年（1889年）の市制・町村制による立川村分離を経て、明治26年（1893年）東京府に編集されました。その後、明治35年（1902年）には拝島村が分離独立し、残る8ヶ村は昭和3年（1928年）に合併し、昭和村となりました。

本市域は、一時期、八王子、青梅など近隣を含めた養蚕・製糸業の好調に支えられた蚕種業を中心とする養蚕村でした。ところが、昭和12年（1937年）の日中戦争以降、軍施設・軍需工場が相次いで建設され、そのため大桑田地帯も工場地帯として急激に変貌していきました。人口もこれにともなって増加し、昭和16年（1941年）1月、昭和村は町制を施行しました。

第2次世界大戦の終幕とともに、軍需工場は平和産業に転向した一部を除き廃業し、旧軍施設の多くは米軍に接収されました。

昭和29年（1954年）5月には、前年に町村合併促進法が施行されたことにもなって、昭和町と拝島村とが合併し、昭島市としての歴史の一步を踏み出しました。この時の人口は36,482人、世帯数は8,113世帯でした。

昭島市となった以降、昭和30年（1987年）4月には多摩地域で15番目の10万人都市となり、首都圏の中核的な都市の一つとして発展しています。

『昭島市総合基本計画 平成13年度～22年度』より

昭島市民憲章

前文

わたくしたち昭島市民は、このまちを誇りあるふるさととして愛し、みんなのしあわせのために市民憲章を定めます。

わたくしたちは

- 1 ふるさとの自然をまもり 緑と花をそだて 美しいまちをつくります
- 1 きまりや約束をまもり ひとのことにも心をくばります
- 1 心とからだをきたえ 笑顔ではたらき 明るいまちをつくります
- 1 創意工夫の心をそだて ものを大切にします
- 1 教養を深め 文化を高めて 豊かなまちをつくります

昭和49年5月1日制定



市の木（もくせい）



市の花（つつじ）

昭島市教育委員会の教育目標

昭島市教育委員会は、市民憲章と人間尊重の精神を基調とした教育を推進する。

子どもたちが常に心身ともに健康で生きがいを持ち、創造性に富み、社会の一員としての自覚を有し、人間性豊かな市民として成長することを目指し、その実現に努める。

学校教育においては、学校、家庭、地域の密接な連携のもと、子どもたちが生涯を通して未来社会の変化に対応できるよう自主的精神を培い、国際的視野を持ち、健全で豊かな心をはぐくみ、個性を生かすための教育を推進する。

社会教育においては、地域の文化、教育、スポーツ活動を通して市民誰もが、あらゆる機会に、生きる喜び、学ぶ楽しさを得られ、生涯にわたって主体的に学び続けることができ、市民相互と地域のつながりを育てていく生涯学習社会の実現を目指す。

子どもから高齢者までが生涯にわたっていきいきと学習できる環境の充実を図り、もつて豊かな文化の創造とふるさと昭島を愛する心を育て、且ついのちの大切さや環境との共生を考え、ひろく国際社会に貢献できる人材の育成を図る。

平成15年1月16日 昭島市教育委員会決定

II 図書館の概要

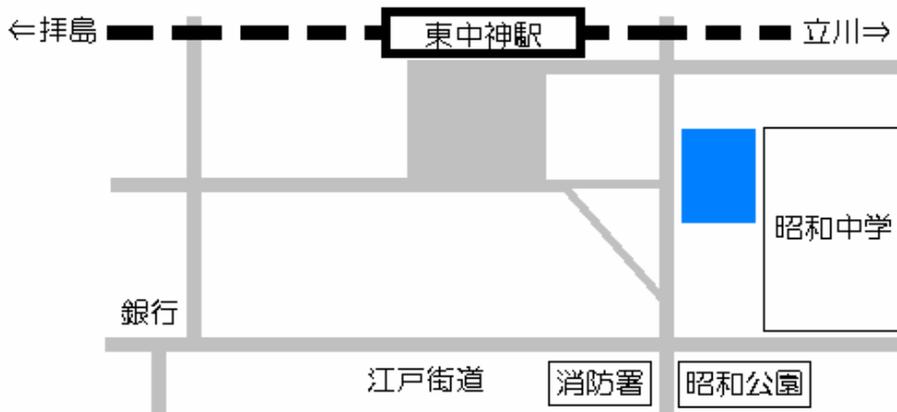
市民図書館

〒196-0033東町二丁目 6 番33号

電話 042-543-1523 FAX 042-542-8002

ホームページ <http://www.library.akishima.city.jp>

着工	昭和47年9月28日
竣工	昭和48年3月31日
開館	昭和48年5月12日
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階
面積	敷地 1,624.17㎡
	延床 1,505.48㎡
	地階 28.62㎡ (エレベーター機械室等)
	1階 579.69㎡ (開架貸出室)
	2階 588.33㎡ (閲覧室・閉架書庫等)
	3階 308.84㎡ (整理作業室・事務室等)

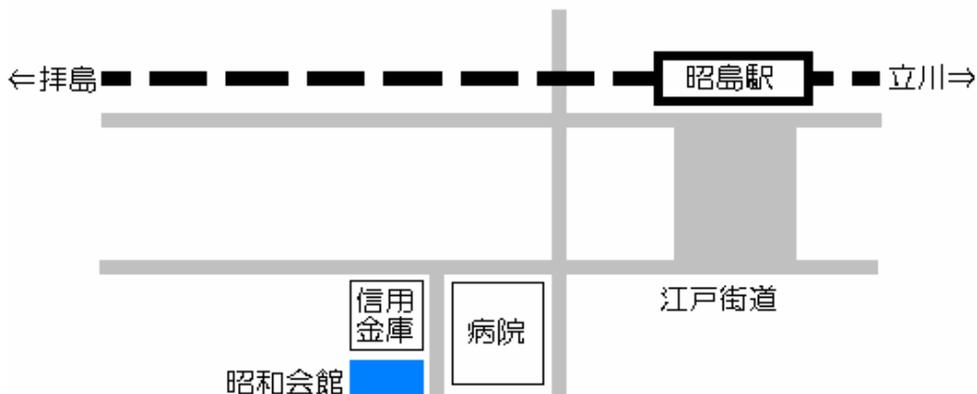


昭和分館

〒196-0003松原町一丁目 2 番25号

電話 042-546-8851

開館	昭和48年5月26日
構造	鉄筋コンクリート造 1階部分の1室
面積	72㎡ (市立昭和会館の併設施設)



緑分館

〒196-0004緑町四丁目 3 番26号

電話 042-544-8818

開館 平成5年7月1日
構造 鉄筋コンクリート造 1階部分の1室
面積 110.25㎡ (市立緑会館の併設施設)

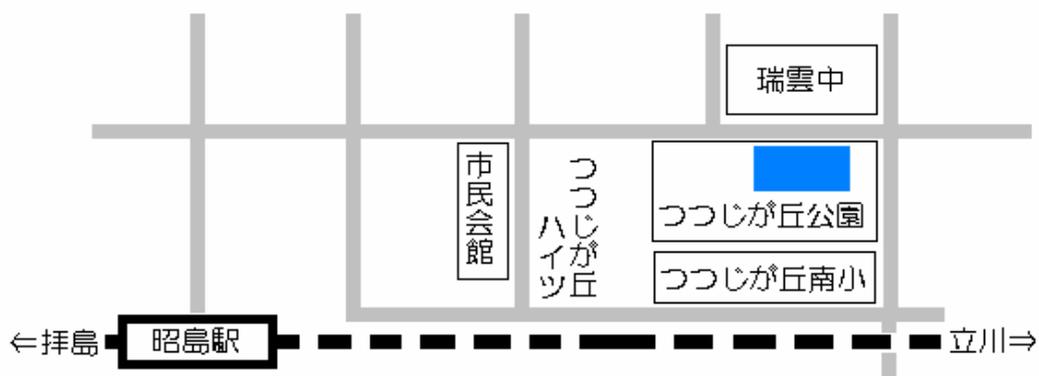


つつじが丘分室
(新幹線電車図書館)

〒196-0012つつじが丘三丁目 1 番30号

電話 042-545-5448

開館 平成4年4月17日
構造 新幹線車両を利用
面積 73㎡

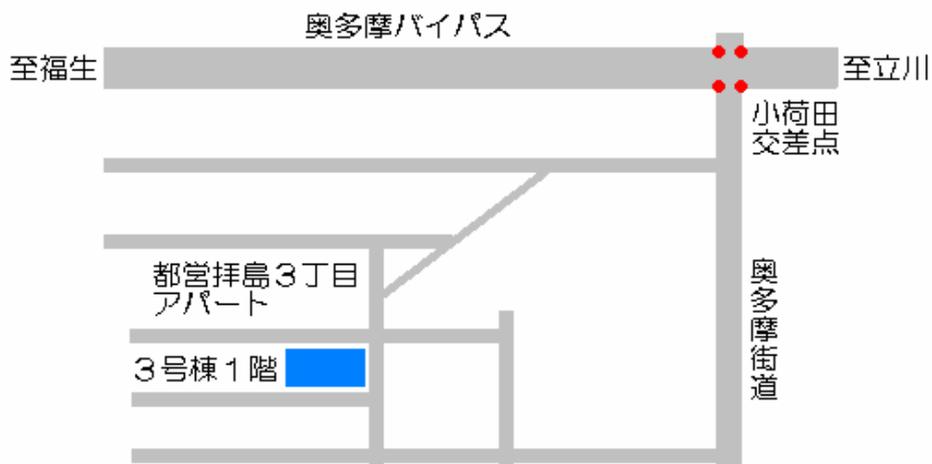


やまのかみ分室

〒196-0002 拝島町三丁目10番3号

電話 042-543-3947

開館 平成11年4月8日
 構造 鉄筋コンクリート造 1階部分の1室
 面積 57㎡ (市立やまのかみ会館の併設施設)



移動図書館
(もくせい号)

運行開始 昭和62年10月5日
 車種 トヨタダイナ 2t (平成9年2月27日更新)
 サービスステーション 市内14ヶ所

曜日	サービス・ステーション	時間	曜日	サービス・ステーション	時間		
第1	火	偕生園	14:15~15:00	第2	火	大神会館	14:15~15:00
		朝日町いこい公園	15:30~16:15			北文化公園	15:30~16:15
第3	水	昭島病院	14:15~15:00	第4	水	拝島公園	14:15~15:00
		西武拝島ハイツ	15:30~16:15			東ノ岡児童遊園	15:30~16:15
第3	木	-----	-----	第4	木	武蔵野北児童遊園	14:15~15:00
						あおぞら公園	15:30~16:15
第3	金	東京西徳州会病院	14:15~15:00	第4	金	野村病院	14:15~15:00
		田中町住宅	15:30~16:15			堀向会館	15:30~16:15

市立会館等図書コーナー

※市民図書館の施設から離れ、利用が不便な地域に「図書コーナー」を設置し利用に供しています。

図書館で不用となった図書・雑誌をリサイクル図書として配架し、自由な利用により図書等の再利用を図っています。なお、図書の補充・入れ替えは適宜行っています。

福島会館（2階）	福島町1-19-1	電話 546-2264
朝日会館（2階）	朝日町5-6-20	電話 544-7200
堀向会館（2階）	美堀町2-6-11	電話 541-2277
都営美堀町二丁目アパート集会所	美堀町2-17	
武蔵野会館（1階）	中神町1,172-1	電話 500-4320

図書返却ポスト設置場所

※図書返却の利便性の向上を図るため、図書返却ポストを市内12ヶ所に設置しています。

市民図書館	昭和分館	緑分館
つつじが丘分室	やまのかみ分室	昭島市役所
市民会館・公民館	堀向会館	拝島会館
大神会館	J R 中神駅	あいぼっく

※ J R 中神駅については道路占用許可（H17～H21までの5年）が必要（都市整備部管理課）

図書返却場所

※図書返却の利便性と回転率の向上を図るため、下記の市立会館等の窓口で図書の返却ができます。

福島会館	朝日会館	玉川会館
富士見会館	武蔵野会館	みほり体育館
朝日町高齢者福祉センター	松原町高齢者福祉センター	

開館時間及び休館日

※昭島市市民図書館運営規則
 ※平成20年11月17日より改正

① 開館時間

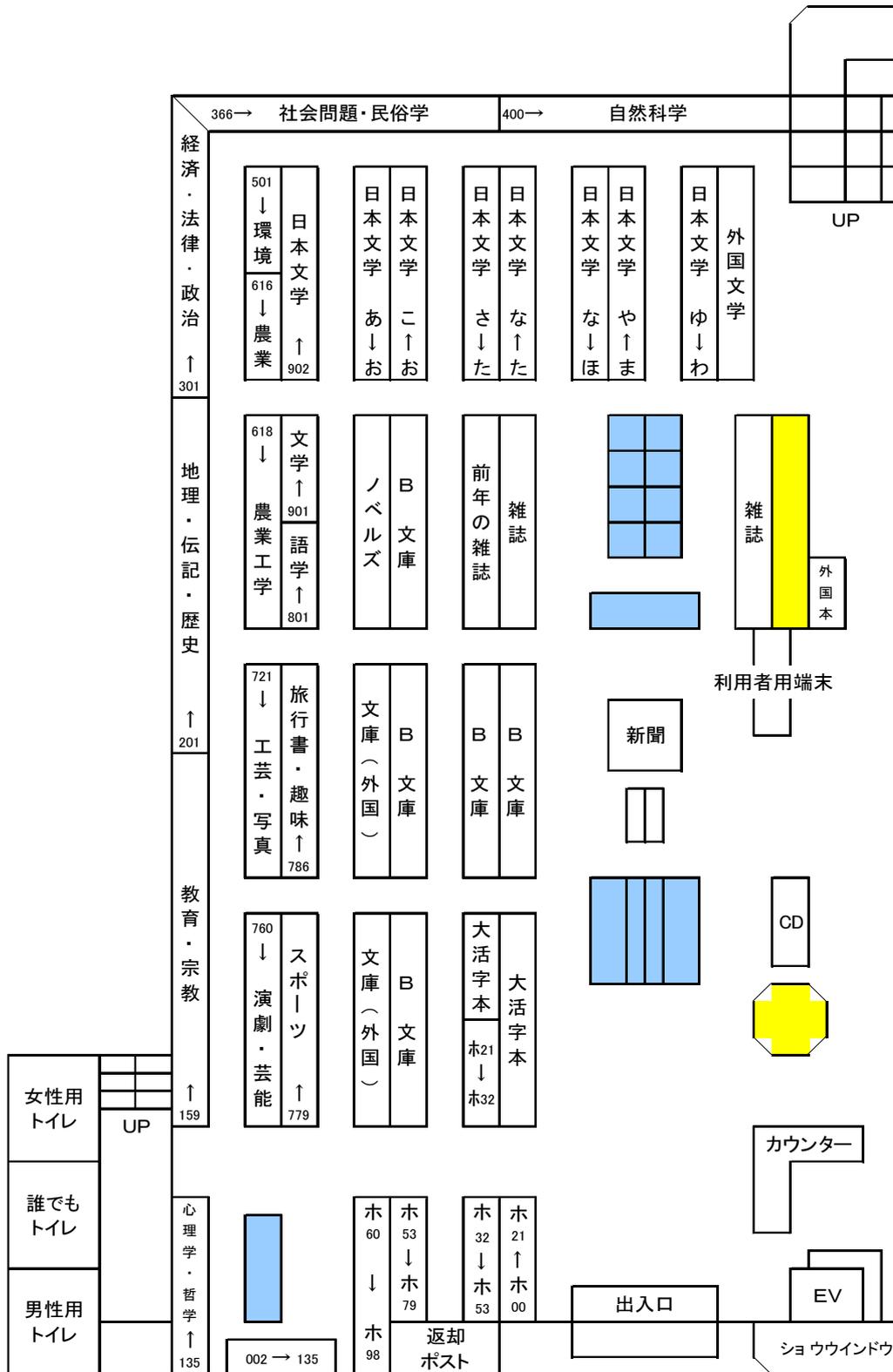
曜日	市民図書館	昭和分館・緑分館・やまのかみ分室
火	午前10時 ～ 午後8時	午前10時 ～ 午後6時
水	午前10時 ～ 午後6時	
木	正午 ～ 午後6時	正午 ～ 午後6時
金	午前10時 ～ 午後8時	午前10時 ～ 午後6時
土	午前10時 ～ 午後5時	午前10時 ～ 午後5時
日		
祝日	午前10時 ～ 午後5時	休 館

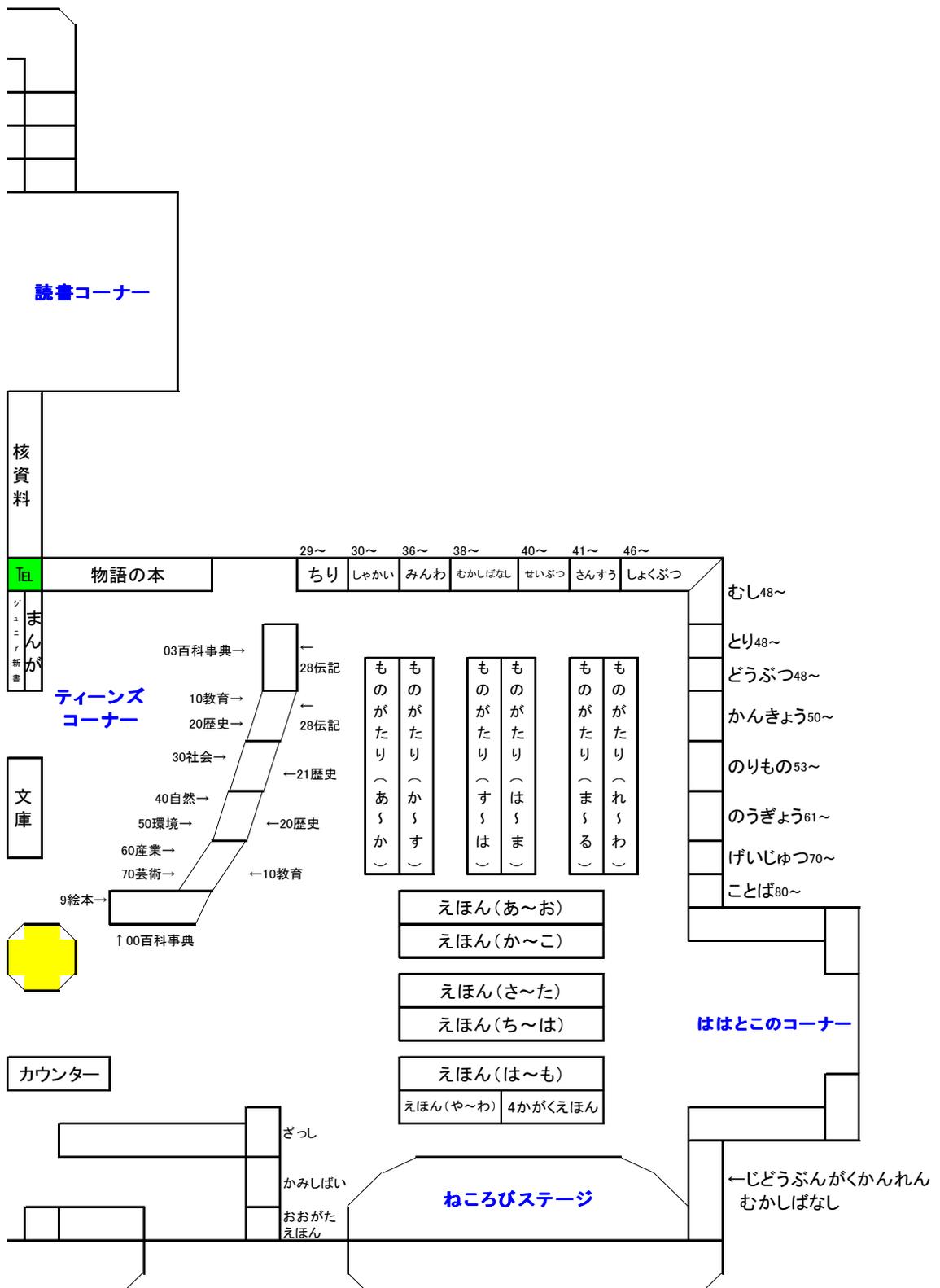
つつじが丘分室（新幹線図書館）	
火 ～ 日	午後0時30分 ～ 午後5時

② 休館日

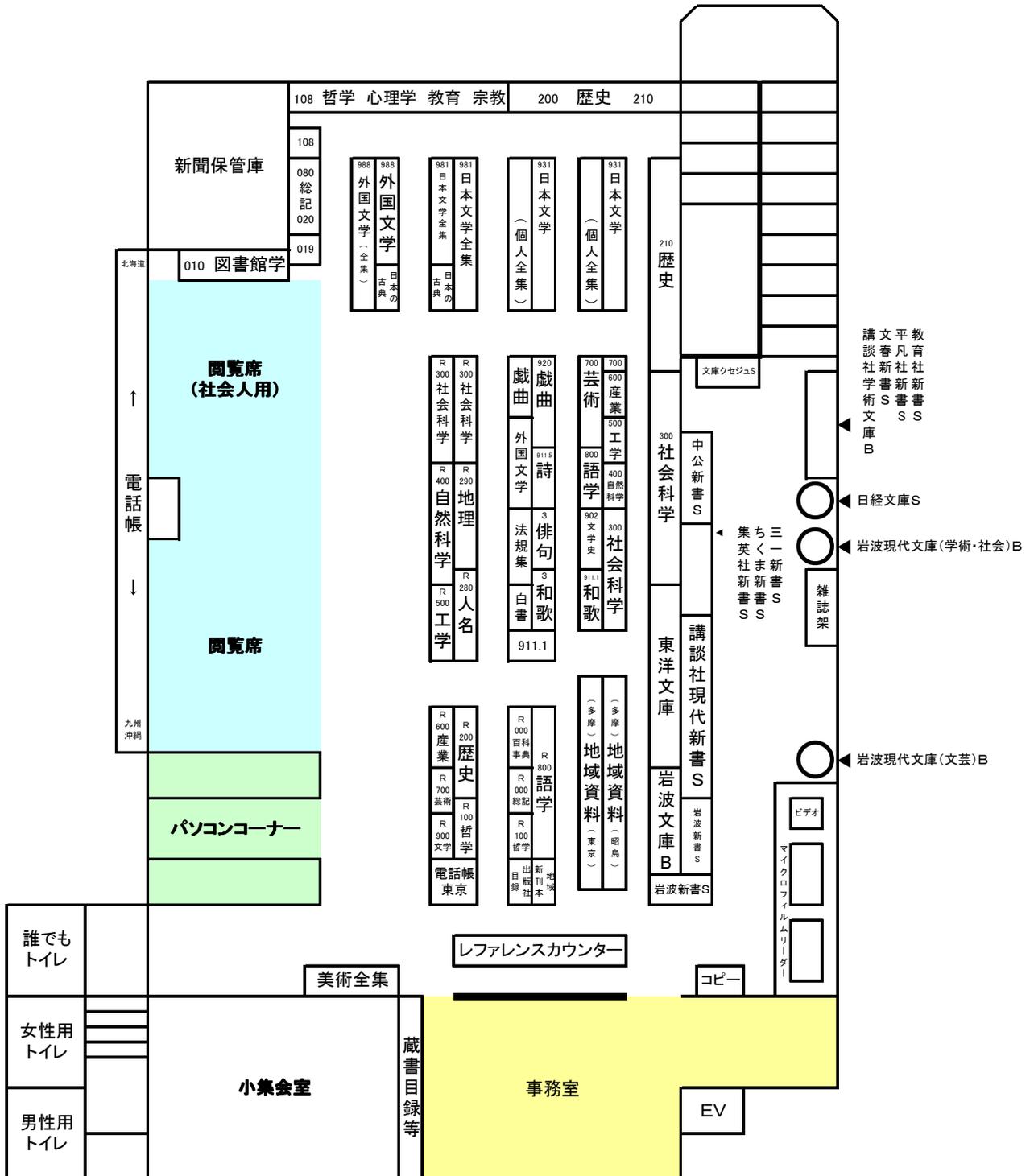
毎週月曜日（月曜日が祝日と重なると火曜日が振替休館日）	
国民の祝日（分館・分室のみ休館）	
年末年始（12月29日から1月4日）	
特別整理期間（15日以内）	【平成20年度蔵書点検期間】
	本館 6月18日～6月28日
	分館・分室 6月10日～6月17日

市民図書館 1階平面図





市民図書館 2階平面図



職員構成

平成21年4月1日現在

館長 (職員計19人)	整理係	4人 (0人)	
	係長		1人
	整理担当		2人
	庶務担当		1人
	貸出係	13人 (3人)	
	係長		1人
	貸出・登録・児童サービス等担当		7人 (1人)
	地域資料・レファレンス・障害者サービス等担当		3人 (2人)
	昭和分館担当		1人
	緑分館担当		1人
	地域図書担当	1人 (1人)	
	主査		1人 (1人)
	再雇用職員		1人
	嘱託職員		11人 (11人)

※ () 内は、図書館司書資格の有資格者数

Ⅲ 図書館の事業

1 平成20年度 昭島市民図書館運営方針

昭島市民図書館は、市民生活に欠かせない教育文化施設として、また、生涯にわたる自主的学習活動の場として、市民に親しまれ、市民の暮らしに役立つ図書館運営を基本方針とする。IT社会の進展に伴い電子メディアを利用した情報提供サービスの新しい枠組みの構築に取り組むとともに、子どもの読書活動の推進及び読書環境の整備をはかる各事業を行う。

1 図書館の基本的サービスである市民への資料提供に努め、目標値を次のとおりとする。

- (1) 図書等の貸出冊数を市民1人当たり5.5冊以上とする。
- (2) 市民の登録率を30%以上とする。
- (3) リクエスト受付件数を年間7万件以上とする。

2 図書館資料の購入は、利用者のリクエストや社会ニーズを考慮し図書等の充実に努め、利用者の要望に応えうる資料構成を図る。 また、不用となった図書・雑誌は、リサイクル事業を実施し再活用を行う。

3 移動図書館車「もくせい号」を市内13カ所のサービスポイントで運行し、図書館から離れた地域の方や利用が困難な方などへの利用サービスの向上を図る。

4 図書館利用に障がいのある人へのサービスについては、録音図書の充実に努めるとともに、対面朗読の実施、テープ雑誌の貸出しなど、障がいのある人への読書活動を支援する。

5 児童・青少年への図書館サービスについては、学校訪問による図書館紹介、おはなし会、児童行事等を実施し、児童・青少年の図書館利用に努める。 今年度より「昭島市子どもの読書活動推進計画」に基づく子どもの読書への関心を深めるための事業を行う。

6 平成20年度の主要な取り組み課題

- 「昭島市子ども読書活動推進計画」による各種事業の実施
- 昭島市民図書館本館の祝日・休日開館
- 昭島市民図書館つつじが丘分室の外装塗装工事
- 昭島市民図書館協議会との共催事業「市民参加による先進図書館見学ツアー」の実施
- (仮称)昭島市中央図書館機能の調査・研究

2 市民図書館協議会の活動

(1) 開催状況

	開催日	議題・協議事項等
第1回	平成20年7月23日	平成19年度昭島市民図書館事業報告について 平成20年度昭島市民図書館主要事業の進ちよく状況について 昭島市民図書館本館の祝日・休日開館の開始について
第2回	平成20年11月26日	平成20年度昭島市民図書館主要事業の進ちよく状況について つつじが丘分室外装塗装工事の実施及び工事に伴う休館について やまのかみ分室の開館時間の拡大について 市民参加による先進図書館見学ツアーについて
第3回	平成21年3月26日	平成21年度昭島市民図書館運営方針(案)について 平成21年度昭島市民図書館の主要事業について 昭島市子ども読書活動推進計画について あきる野市との図書館相互利用の開始について

(2) 昭島市民図書館協議会委員名簿(第17期)

任期：平成19年8月1日から平成21年7月31日まで

氏名	選出区分	就任	備考
真如 むつ子	学校教育関係者	平成19年8月1日	昭島市公立小学校長会
山本 吉晴	社会教育関係者	平成20年7月17日	昭島市公立小学校PTA協議会
陰山 忠政	社会教育関係者	平成19年8月1日	昭島市公立中学校PTA協議会
白崎 節子	社会教育関係者	平成19年8月1日	昭島市青少年委員の会
鈴木 牧子	社会教育関係者	平成12年10月20日	昭島おはなしの会もぐもぐ
河本 利廣	学識経験者	平成14年4月18日	
蕪木 豊	学識経験者	平成17年10月21日	
本多 豊國	学識経験者	平成19年8月1日	
浅野 秀	学識経験者	平成19年8月1日	公募市民委員
川辺 寛子	学識経験者	平成19年8月1日	公募市民委員

会長 河本 利廣 副会長 真如 むつ子

(3) 市民参加による先進図書館見学ツアー

昭島市民図書館と昭島市民図書館協議会との共催事業として「春休み 先進図書館 見学ツアー」を下記のとおり実施しました。

- ① 目的 昭島市民図書館と昭島市民図書館協議会との共同企画により、市民の参加を得て新中央館を見学し、今後の昭島市における子ども読書活動推進計画の実施や運営に活かしていく。
- ② 見学先 北区立中央図書館（北区十条台1-2-5）TEL03-5993-1125
- ③ 特色 平成20年6月に新中央館がオープン（延床面積6,165㎡）。基本コンセプトは、1「利用者が主役」の図書館、2「永く愛される」図書館、3「区民が活動する」図書館となっている。新しい図書館の運営方法や事業など、これからの昭島市民図書館を考え検討してゆくに当たり参考にしたい。
- ④ 日時 平成21年3月24日（火）
- ⑤ 参加者数 15人
- ⑥ 見学日程
 - 9時00分 昭島市役所集合／出発（市バスを使用）
 - 11時00分 北区立中央図書館到着 昼食及び自由見学
 - 12時40分 北区立中央図書館見学
 - 15時00分 北区立中央図書館出発
 - 17時00分 昭島市役所着

3 統計データ

(1) 市民サービス指標

人口 112,808人 (平成21年4月1日)

1	市民一人あたりの貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人口}}$	$\frac{623,527\text{冊}}{112,808\text{人}}$	5.5冊
2	登録率	$\frac{\text{登録者数}}{\text{人口}}$	$\frac{24,935\text{人}}{112,808\text{人}}$	22.1%
3	登録者一人あたりの貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{登録者数}}$	$\frac{623,527\text{冊}}{24,935\text{人}}$	25.0冊
4	蔵書回転率(注1)	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{蔵書冊数}}$	$\frac{623,527\text{冊}}{313,745\text{冊}}$	2.0冊
5	市民一人あたりの購入冊数	$\frac{\text{購入冊数}}{\text{人口}}$	$\frac{20,132\text{冊}}{112,808\text{人}}$	0.2冊
6	市民一人あたりの蔵書冊数	$\frac{\text{蔵書冊数}}{\text{人口}}$	$\frac{313,745\text{冊}}{112,808\text{人}}$	2.8冊
7	市民一人あたりの図書購入費	$\frac{\text{図書購入費}}{\text{人口}}$	$\frac{29,969,383\text{円}}{112,808\text{人}}$	265.7円
8	購入図書の平均単価	$\frac{\text{図書購入費}}{\text{購入冊数}}$	$\frac{29,969,383\text{円}}{20,132\text{冊}}$	1,488.6円
9	市民一人あたりの図書館費	$\frac{\text{図書館費}}{\text{人口}}$	$\frac{262,779,882\text{円}}{112,808\text{人}}$	2,329.4円
10	市民一人あたりの資料購入費(注2)	$\frac{\text{資料購入費}}{\text{人口}}$	$\frac{34,817,848\text{円}}{112,808\text{人}}$	308.6円
11	職員一人あたりの貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{職員数}}$	$\frac{623,527\text{冊}}{18\text{人}}$	34,640.4冊
12	職員一人あたりのサービス人口	$\frac{\text{人口}}{\text{職員数}}$	$\frac{112,808\text{人}}{18\text{人}}$	6,267.1人

※金額は決算数値

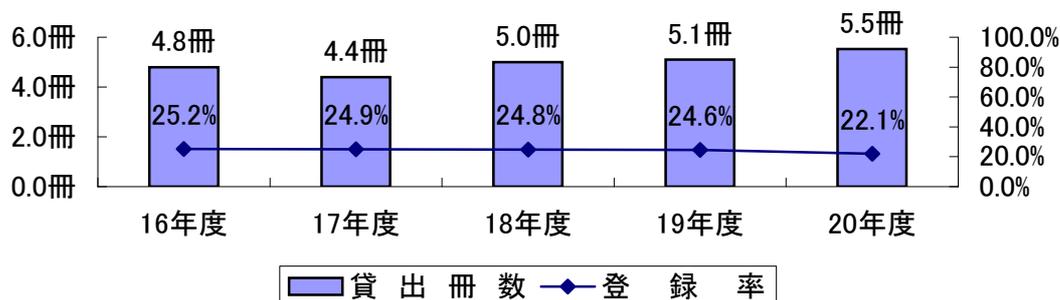
※(注1) 蔵書回転率は、1冊の本が何回借りられたのかを表しています。

※(注2) 資料購入費は図書・雑誌・新聞・法令追録・官報・CD・紙芝居等の購入費合計。

図書館運営方針における指標の推移(市民一人あたり)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
貸出冊数	4.8冊	4.4冊	5.0冊	5.1冊	5.5冊
登録率	25.2%	24.9%	24.8%	24.6%	22.1%

図書館運営方針における指標の推移



(2) 蔵書数の推移

※ 蔵書冊数は各年度末現在

	15年度蔵書冊数	16年度			
		購入冊数	寄贈冊数	除籍冊数	蔵書数
一般図書	202,678冊	13,749冊	113冊	△ 12,315冊	204,225冊
児童図書	88,584冊	5,214冊	890冊	△ 4,708冊	89,980冊
合計	291,262冊	18,963冊	1,003冊	△ 17,023冊	294,205冊

	16年度蔵書冊数	17年度			
		購入冊数	寄贈冊数	除籍冊数	蔵書数
一般図書	204,225冊	12,642冊	1,900冊	△ 10,108冊	208,659冊
児童図書	89,980冊	6,034冊	156冊	△ 6,843冊	89,327冊
合計	294,205冊	18,676冊	2,056冊	△ 16,951冊	297,986冊

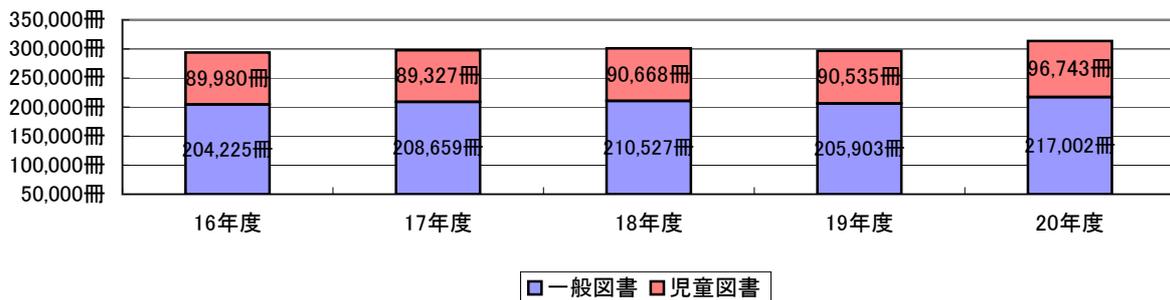
	17年度蔵書冊数	18年度			
		購入冊数	寄贈冊数	除籍冊数	蔵書数
一般図書	208,659冊	14,458冊	538冊	△ 13,128冊	210,527冊
児童図書	89,327冊	6,424冊	142冊	△ 5,225冊	90,668冊
合計	297,986冊	20,882冊	680冊	△ 18,353冊	301,195冊

	18年度蔵書冊数	19年度			
		購入冊数	寄贈冊数	除籍冊数	蔵書数
一般図書	210,527冊	14,775冊	319冊	△ 19,718冊	205,903冊
児童図書	90,668冊	6,072冊	44冊	△ 6,249冊	90,535冊
合計	301,195冊	20,847冊	363冊	△ 25,967冊	296,438冊

	19年度蔵書冊数	20年度			
		購入冊数	寄贈冊数	除籍冊数	蔵書数
一般図書	205,903冊	13,332冊	1,402冊	△ 3,635冊	217,002冊
児童図書	90,535冊	6,800冊	302冊	△ 894冊	96,743冊
合計	296,438冊	20,132冊	1,704冊	△ 4,529冊	313,745冊

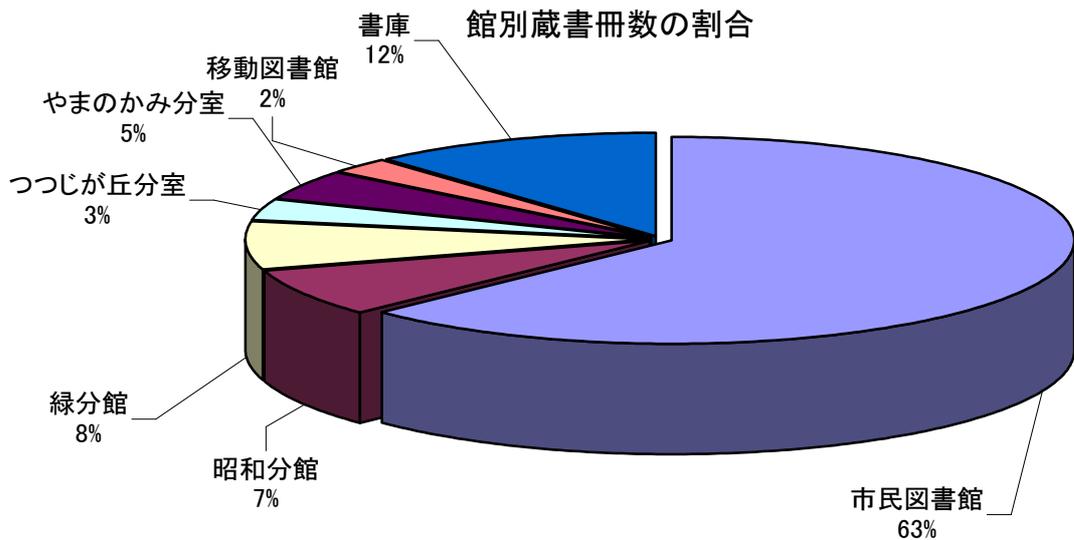
(注) 除籍とは、図書館で所蔵しなくなった図書を廃棄処分するものであるが、多くはリサイクル本として再活用を図っています。

蔵書数の推移



(3) 館別の蔵書冊数（平成20年度末）

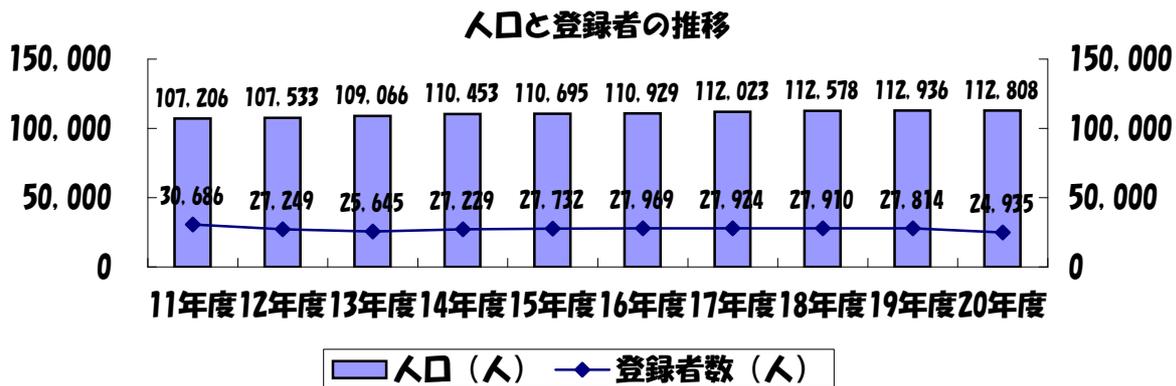
	市民図書館	昭和分館	緑分館	つつじが丘分室	やまのかみ分室	移動図書館	書庫	合計
一般図書	158,406	10,456	10,106	972	7,368	3,344	26,350	217,002
児童図書	38,443	12,759	14,065	9,258	7,737	4,420	10,061	96,743
合計	196,849	23,215	24,171	10,230	15,105	7,764	36,411	313,745



(4) 個人登録者数

(人口は各年4月1日現在)

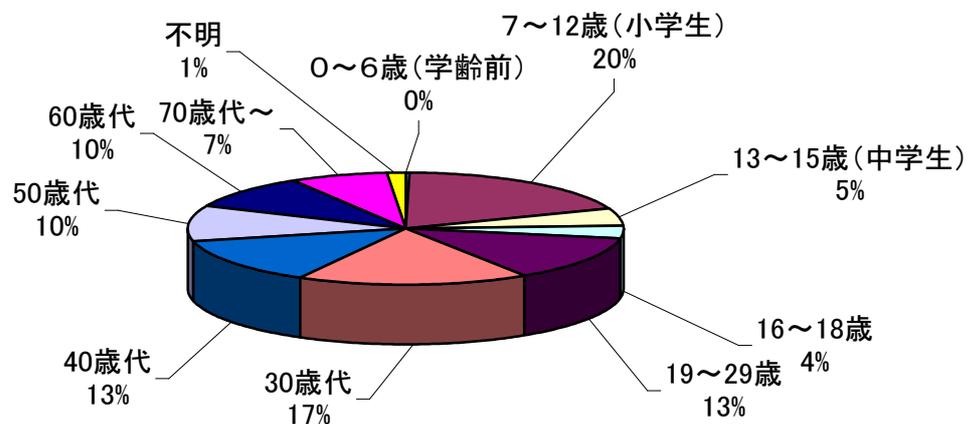
年度	登録者数 (人)	人口 (人)	登録率 (%)
11年度	30,686	107,206	28.6%
12年度	27,249	107,533	25.3%
13年度	25,645	109,066	23.5%
14年度	27,229	110,453	24.7%
15年度	27,732	110,695	25.1%
16年度	27,969	110,929	25.2%
17年度	27,924	112,023	24.9%
18年度	27,910	112,578	24.8%
19年度	27,814	112,936	24.6%
20年度	24,935	112,808	22.1%



(5) 館別・年齢別登録者数

	市民図書館	昭加分館	緑分館	つつじが丘分室	やまのかみ分室	移動図書館	合計
0～6歳(学齢前)	8	2	3	0	1	21	35
7～12歳(小学生)	3,723	190	323	230	104	140	4,710
13～15歳(中学生)	691	155	187	139	45	69	1,286
16～18歳	527	90	139	79	20	46	901
19～29歳	2,183	377	375	177	39	127	3,278
30歳代	2,965	513	365	265	83	97	4,288
40歳代	2,225	343	327	201	82	108	3,286
50歳代	1,892	281	234	58	35	73	2,573
60歳代	1,797	250	188	46	77	75	2,433
70歳代～	1,294	139	125	49	85	120	1,812
不明	182	82	45	9	3	12	333
合計	17,487	2,422	2,311	1,253	574	888	24,935

年齢別登録者数

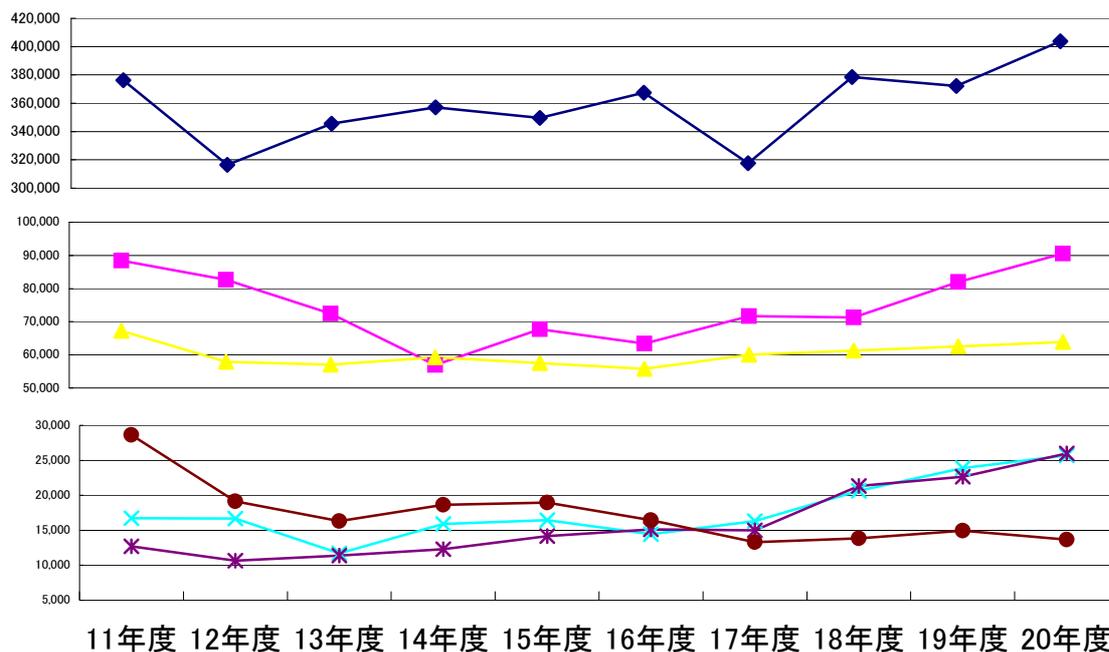


(6) 個人貸出冊数の推移

年度	市民図書館	昭和分館	緑分館	つつじが丘分室	やまのかみ分室	移動図書館	合計
11	376,250	88,422	67,233	16,716	12,700	28,639	589,960
12	316,439	82,695	57,862	16,699	10,646	19,141	503,482
13	345,651	72,424	57,050	11,717	11,396	16,321	514,559
14	356,974	56,937	59,237	15,909	12,289	18,640	519,986
15	349,730	67,700	57,541	16,437	14,172	18,945	524,525
16	367,525	63,345	55,782	14,432	15,107	16,445	532,636
17	317,592	71,698	60,020	16,298	15,001	13,304	493,913
18	378,545	71,334	61,257	20,646	21,331	13,841	566,954
19	372,114	82,032	62,558	23,871	22,635	14,941	578,151
20	403,752	90,516	63,865	25,723	25,998	13,673	623,527

※やまのかみ分室は平成11年4月開館

館別個人貸出数の推移

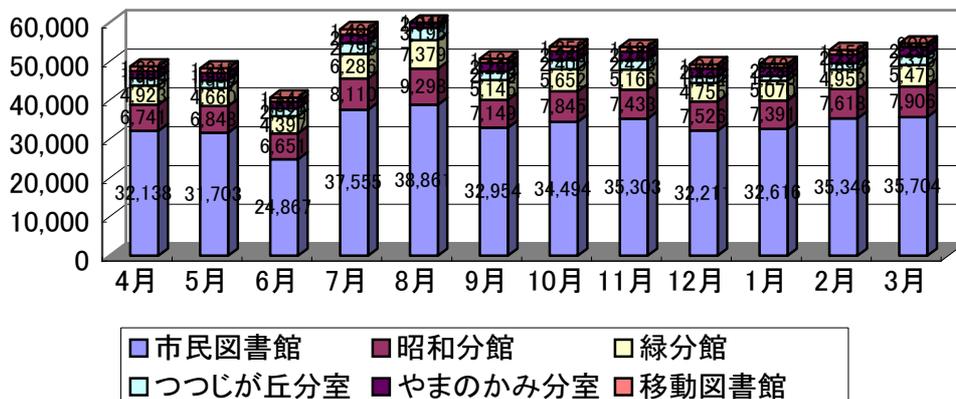


◆市民図書館 ▲緑分館 ×つつじが丘分室 *やまのかみ分室 ●移動図書館 ■昭和分館

(7) 月別貸出冊数

月	市民図書館	昭和分館	緑分館	つつじが丘分室	やまのかみ分室	移動図書館	合計
4	32,138	6,741	4,923	1,905	1,805	1,236	48,748
5	31,703	6,848	4,660	1,907	1,905	1,215	48,238
6	24,867	6,651	4,397	2,023	1,667	1,141	40,746
7	37,555	8,110	6,286	2,795	2,187	1,408	58,341
8	38,861	9,298	7,379	3,195	2,915	1,049	62,697
9	32,954	7,149	5,145	2,173	2,223	1,124	50,768
10	34,494	7,845	5,652	2,400	2,246	1,259	53,896
11	35,303	7,433	5,166	2,423	2,241	1,196	53,762
12	32,211	7,526	4,755	1,604	2,134	1,044	49,274
1	32,616	7,391	5,070	1,226	2,154	942	49,399
2	35,346	7,618	4,953	1,697	2,223	1,159	52,996
3	35,704	7,906	5,479	2,375	2,298	900	54,662
計	403,752	90,516	63,865	25,723	25,998	13,673	623,527

月別貸出冊数



(8) 市民図書館入館者数及び貸出者数

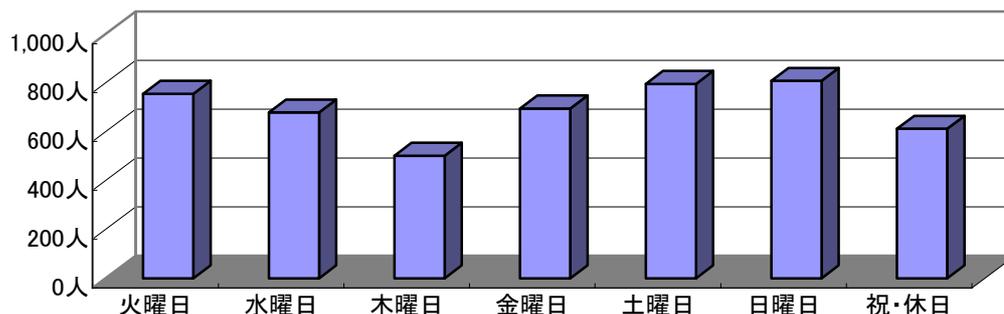
① 月別入館者数及び貸出者数

月	入館者数	開館日数	1日平均 (入館者数/開館日数)	うち貸出者数	入館者に対する 貸出者の割合
4	15,645	25	626	6,940	44.4%
5	16,054	24	669	6,781	42.2%
6	11,452	15	763	5,322	46.5%
7	19,328	27	716	8,257	42.7%
8	21,332	27	790	8,605	40.3%
9	18,028	25	721	7,416	41.1%
10	18,705	27	693	7,768	41.5%
11	17,917	27	664	7,780	43.4%
12	15,766	24	657	7,039	44.6%
1	16,289	23	708	7,194	44.2%
2	17,775	24	741	7,754	43.6%
3	17,885	26	688	7,705	43.1%
合計	206,176	294	701	88,561	43.0%

② 曜日別入館者数

	入館者数	開館日数	平均入館者数 (入館者数/開館日数)
火曜日	31,725人	42日	755人
水曜日	31,911人	47日	679人
木曜日	24,595人	49日	502人
金曜日	33,384人	48日	696人
土曜日	38,220人	48日	796人
日曜日	39,603人	49日	808人
祝・休日	6,738人	11日	613人
計	206,176人	294日	701人

曜日別平均入館者数



③ 最多貸出図書【TOP10】

順位	書名	著者	出版社	貸出回数
1位	名もなき毒	宮部 みゆき	幻冬舎	168
2位	ホームレス中学生	田村 裕	ワニブックス	150
3位	楽園 上	宮部 みゆき	文藝春秋	147
4位	容疑者Xの献身	東野 圭吾	文藝春秋	144
5位	赤い指	東野 圭吾	講談社	141
6位	楽園 下	宮部 みゆき	文藝春秋	140
7位	陰日向に咲く	劇団ひとり	幻冬舎	130
8位	流星の絆	東野 圭吾	講談社	127
9位	夜明けの街で	東野 圭吾	角川書店	125
10位	ダイイング・アイ	東野 圭吾	光文社	124

順位	書名	著者	出版社	貸出回数
1位	かいけつゾロリの大金もち	原 ゆたか	ポプラ社	157
2位	ハリーポッターと死の秘宝 上	J. K. ローリング	静山社	153
2位	ハムとケロのそらのたび	島田 ゆか	文溪堂	153
4位	かいけつゾロリのなぞなぞ大きくせん	原 ゆたか	ポプラ社	151
5位	ハリーポッターと死の秘宝 下	J. K. ローリング	静山社	149
6位	ハリーポッターと謎のプリンス 上	J. K. ローリング	静山社	146
6位	かいけつゾロリのゆうれいせん	原 ゆたか	ポプラ社	146
8位	ミッケたからじま	ジーン・マルゾーロ	小学館	139
9位	ハリーポッターと謎のプリンス 下	J. K. ローリング	静山社	137
10位	はらぺこあおむし	エリック・カール	偕成社	136

4 図書館サービス

(1) 団体貸出

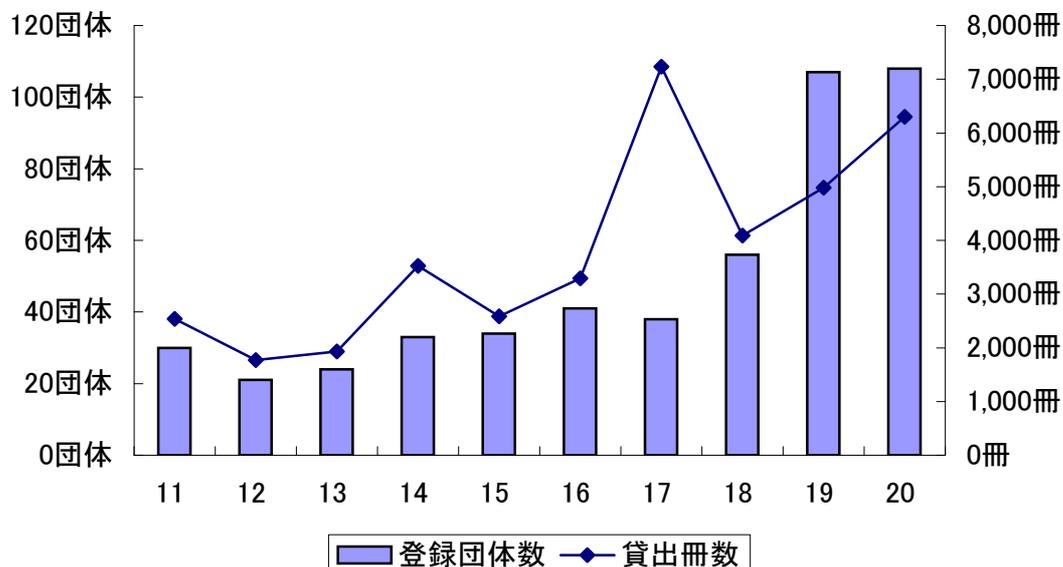
市内の学校や事業所・団体などを対象に、貸出期間3ヶ月・1回貸出冊数300冊の範囲内で、図書の貸出しを行なっています。

○ 団体貸出状況

	登録団体数	利用回数	貸出冊数
市民図書館	85団体	142回	4,818冊
昭和分館	1団体	8回	48冊
緑分館	12団体	56回	515冊
つつじが丘分室	3団体	3回	97冊
やまのかみ分室	7団体	113回	820冊
移動図書館	0団体	0回	0冊
合計	108団体	322回	6,298冊

○ 団体貸出状況の推移

年度	登録団体数	利用回数	貸出冊数
平成11年度	30団体	65回	2,535冊
平成12年度	21団体	45回	1,773冊
平成13年度	24団体	49回	1,933冊
平成14年度	33団体	91回	3,527冊
平成15年度	34団体	100回	2,585冊
平成16年度	41団体	110回	3,292冊
平成17年度	38団体	270回	7,232冊
平成18年度	56団体	366回	4,088冊
平成19年度	107団体	303回	4,982冊
平成20年度	108団体	322回	6,298冊



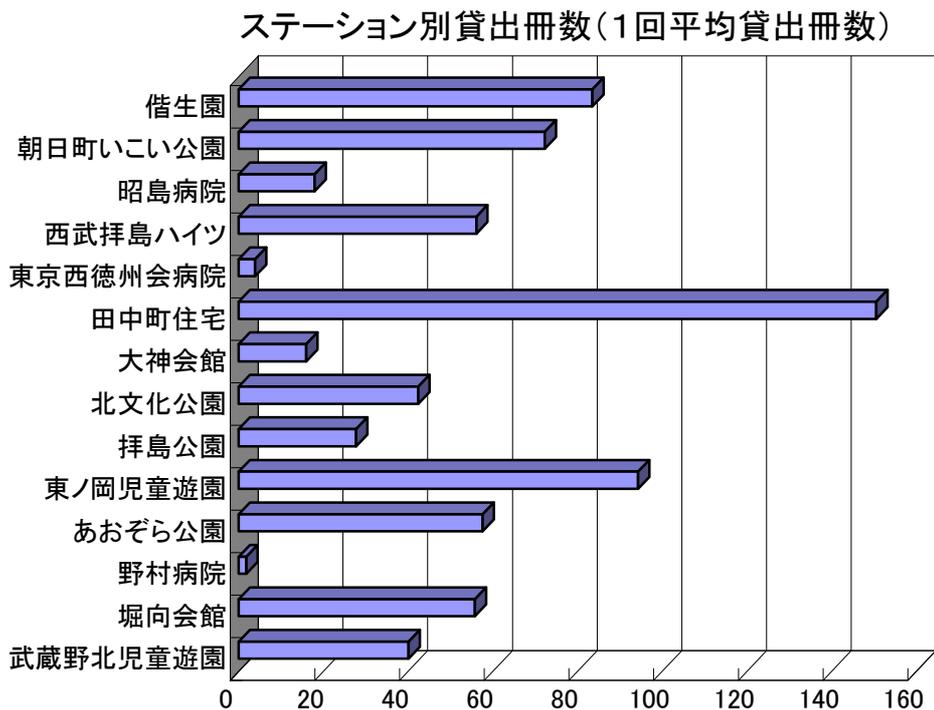
(2) 移動図書館「もくせい号」

図書館から距離的に遠い地域の人や身体的理由で図書館を利用できない人のために移動図書館車「もくせい号」により、市立会館・公園・病院など14カ所のサービスステーションを設け、月2回の巡回により本の貸出しや返却などのサービスを行っています。

○ サービスステーション別活動状況

サービスステーション	実施回数	貸出冊数			1回平均貸出冊数
		一般図書	児童図書	合計	
偕生園	20	1,640	31	1,671	84
朝日町いこい公園	19	646	728	1,374	72
昭島病院	22	393	2	395	18
西武拝島ハイツ	23	921	370	1,291	56
東京西徳州会病院	16	54	8	62	4
田中町住宅	17	711	1,849	2,560	151
大神会館	15	181	58	239	16
北文化公園	14	256	338	594	42
拝島公園	20	253	302	555	28
東ノ岡児童遊園	21	759	1,222	1,981	94
あおぞら公園	18	365	672	1,037	58
野村病院	19	35	0	35	2
堀向会館	20	209	907	1,116	56
武蔵野北児童遊園	19	239	524	763	40
合計 (14カ所)	263	6,662	7,011	13,673	52

(注) ※印以外のサービスステーションは、雨天等の場合は「中止」となります。



(3) リクエストサービス

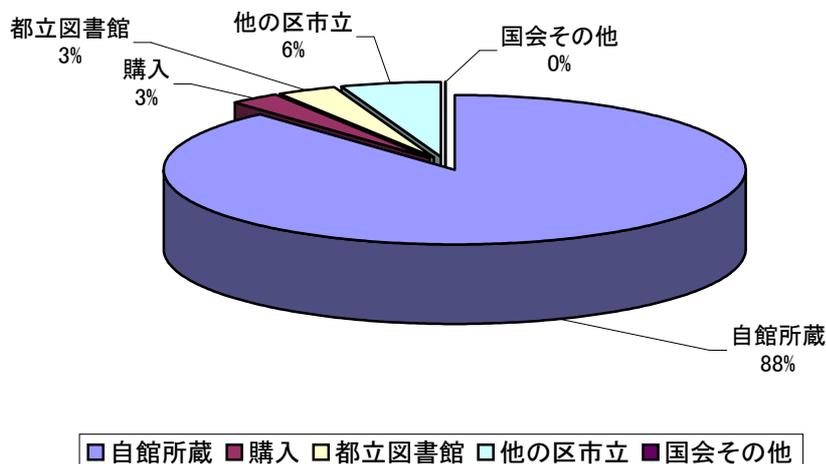
利用者の求める図書や資料が図書館になかったり、又は貸出中ですぐに利用できない場合に、その図書や資料を予約していただき、購入や他の図書館からの借用などにより利用者に提供しています。

① リクエスト件数

受付区分	市民図書館	昭和分館	緑分館	つつじが丘分室	やまのかみ分室	移動図書館	合計
窓口	15,341	6,558	3,999	3,792	3,032	431	33,153
OPAC	3,643	1,398	1,357	308	734	52	7,492
WWW	17,188	6,605	3,785	3,770	1,544	110	33,002
携帯	1,022	615	168	136	178	96	2,215
合計	37,194	15,176	9,309	8,006	5,488	689	75,862

リクエスト件数	対応内容					
	自館所蔵	購入	借用			
			計	都立図書館	他の区市立	国会その他
75,862	66,892	2,265	6,705	2,476	4,195	34
	88.2%	3.0%	8.8%	3.2%	5.5%	0.1%

リクエスト対応状況の比率



② 最多リクエスト図書【TOP10】

順位	書名	著者	出版社	貸出回数	
一般 図書	1位	流星の絆	東野 圭吾	講談社	331
	2位	告白	湊 かなえ	双葉社	242
	3位	夢をかなえるゾウ	水野 敬也	飛鳥新社	226
	4位	東京島	桐野 夏生	新潮社	218
	5位	おそろし	宮部 みゆき	角川書店	195
	6位	聖女の救済	東野 圭吾	文藝春秋	193
	7位	食堂かたつむり	小川 糸	ポプラ社	186
	8位	ガリレオの苦悩	東野 圭吾	文藝春秋	177
	9位	ゴールデンランバー	伊坂 幸太郎	新潮社	162
	10位	悼む人	天童 荒太	文藝春秋	148

順位	書名	著者	出版社	貸出回数	
児童 図書	1位	ハリーポッターと死の秘宝 上	J. K. ローリング	静山社	350
	2位	ハリーポッターと死の秘宝 下	J. K. ローリング	静山社	349
	3位	崖の上のポニョ	宮崎 駿	徳間書店	96
	4位	ラン	森 絵都	理論社	66
	5位	ふしぎなキャンディーやさん	みやにし たつや	金の星社	64
	6位	かいけつゾロリカレー v s . ちょうのうりよく	原 ゆたか	ポプラ社	60
	6位	かいけつゾロリやせるぜ! ダイエット大きくせん	原 ゆたか	ポプラ社	60
	8位	ぼくがラーメンたべてるとき	長谷川 義史	教育画劇	52
	9位	ハリーポッターと謎のプリンス 上	J. K. ローリング	静山社	49
	9位	かわいいこねこをもらってください	なりゆき わかこ	ポプラ社	49

(4) レファレンスサービス

図書館の資料や機能を活用して、利用者の調査・研究のための援助や情報提供を行なっています。

○ レファレンス受付件数

受付件数	窓口（来館）	電話照会	文書照会
2,059	1,957	101	1

(5) 地域資料

郷土の歴史・民俗や行政など多様な資料の収集を行い、資料提供を行なっています。

○ 所蔵件数

19年度末 所蔵件数	20年度			20年度末 所蔵件数
	貸出件数	受入件数	除籍件数	
47,702点	1,575点	1,774点	△ 3点	49,473点

○ 所蔵件数の内容

図書	雑誌	パンフレット	リーフレット	地図	写真	レコード	ビデオ	CD	その他	合計
29,310	2,186	12,864	2,855	969	50	6	192	27	1,014	49,473

○ 地域史講演会

開催日時	平成20年12月6日（土） 午後1時30分～3時30分
開催場所	市民図書館 2階 小集会室
講演内容	昭島の玉川上水と水車
講師	小坂 克信氏
受講者数	18名

(6) 新聞マイクロフィルム

市民図書館では、新聞のマイクロフィルムを所蔵しています。

マイクロフィルムは「リーダープリンター」で拡大し、閲覧や複写（有料）をすることができます。

19年度末 所蔵数	19年度購入数	20年度末 所蔵数
5,743リール	120リール	5,863リール

○ マイクロフィルム所蔵状況

		期 間	備 考
多 摩 版	朝日新聞	大正6(1917)年9月～大正10(1921)年11月 昭和21(1946)年1月～昭和50(1975)年12月	一部欠あり
	毎日新聞	昭和2(1927)年1月～昭和50(1975)年12月	一部欠あり
	読売新聞	昭和4(1929)年9月～昭和50(1975)年12月	
	朝日、毎日、 読売、産経、 東京新聞ほか	昭和51(1976)年1月～平成19(2007)年12月	
全 国 版	朝日新聞	昭和2(1927)年1月～平成20(2008)年12月	
	毎日新聞	明治5(1872)年2月～平成20(2008)年12月	
	読売新聞	昭和7(1932)年1月～平成20(2008)年12月	
アサヒタウンズ		昭和47(1972)年10月～昭和63(1988)年12月	

(7) コピーサービス

図書館資料に限り「有料」でコピーサービスを行っています。

	利用件数	複写枚数	単価	利用料	備考
マイクロフィルムの複写	60件	1,300枚	30円	39,000円	A3版
複写機による複写	2,764件	13,567枚		135,670円	
市民図書館	2,656件	13,128枚	10円	131,280円	
緑分館	108件	439枚	10円	4,390円	
パソコンコーナーの複写	1,276件	7,902枚	10円	79,020円	
合 計	4,100件	22,769枚		253,690円	

(8) 市民利用パソコンコーナー

平成11年8月1日から、「市民利用パソコンコーナー」を市民図書館2階に開設し、利用に供しています。

設置台数	パソコン5台・プリンター1台	
利用できる機能	インターネット、CDROM検索、ワード、エクセル、パワーポイント	
利用時間	原則として1人1時間	
開設時間	火・金曜日	午前10時から午後8時
	水曜日	午前10時から午後6時
	木曜日	正午から午後6時
	土・日曜日、祝・休日	午前10時から午後5時

○ 利用状況

月	開設日数(日)	利用者数(人)	1日平均利用者数(人)
4	25	573	23
5	24	545	23
6	15	359	24
7	27	788	29
8	27	782	29
9	25	611	24
10	27	691	26
11	27	645	24
12	24	563	23
1	23	539	23
2	24	616	26
3	26	648	25
合計	294	7,360	25

(9) 小集会室の提供

グループの打ち合わせなどに「小集会室」を提供しています。

利用件数	49件
利用人数	383人

(10) 障害者サービス

図書館利用に障害のある人に対し、利用可能な各種の資料提供を行っています。

① 録音図書

普通の出版物では読むことのできない人に対し、図書をカセットテープに録音し、貸出しを行なっています。

録音には市民図書館朗読者があたっています。

録音図書蔵書数		448タイトル	2,747巻
貸出数		664タイトル	3,844巻
内訳	市内利用者への貸出数	544タイトル	3,178巻
	他の図書館への貸出数	120タイトル	666巻
デージー図書（録音図書のCD版）の貸出数		13タイトル	14枚

② テープ雑誌

雑誌をカセットテープに録音し、貸出しを行っています。

録音には市民図書館朗読者があたっています。

所 蔵 数	1タイトル（ 180巻）
作 成 数	1タイトル（ 12巻）
貸 出 数	146タイトル（ 328巻）
デージー雑誌の貸出数	99タイトル（ 99枚）

※所蔵しているタイトルは、「筆洗（東京新聞）」です。

貸出数の多くは他の公立図書館からの借用となっています。

③ 障害者用市販録音テープ

市販されている録音テープを購入し、貸出しを行っています。

所 蔵 数	390巻
貸 出 数	28巻

④ 大活字本

視力の弱い人のために「大活字本（15ポイント）」の貸出しを行っています。

所 蔵 数	1,971冊
-------	--------

⑤ 対面朗読

視覚障害者で読書が困難な人のために「対面朗読」を行っています。

対面朗読には市民図書館朗読者があたっています。

利 用 者 数	9人
実 施 回 数	95回（述べ170時間）

⑥ 点字図書

所 蔵 数	45タイトル (84冊)
貸 出 数	0タイトル (0冊)

⑦ 点字絵本

所 蔵 数	45タイトル
貸 出 数	2タイトル

⑧ 拡大図書器

視力の弱い人のために、字を拡大する器具として「拡大読書器（4倍～20倍）」1台を市民図書館に備えています。

⑨ 朗読者講習会

開 催 日 時	平成21年3月27日（金） 午後2時～4時
開 催 場 所	市民図書館 2階 小集会室
講 演 内 容	DAISY図書及びマイスタジオPCについて
講 師	吉広 賢史 氏
受 講 者 数	15名

開 催 日 時	平成21年3月31日（火） 午前10時～正午
開 催 場 所	市民図書館 2階 小集会室
講 演 内 容	デジタル録音機DR-1について
講 師	宇都 修一 氏
受 講 者 数	13名

(11) リサイクル事業

図書館で廃棄予定となった図書・雑誌を市民に配布し、図書の再利用を図る事業を平成8年度から実施しています。

① 第29回「本のリサイクル展」

○開催状況

開催日	平成20年4月27日(日)【第1回あきしま環境緑化フェスティバル】
開催場所	昭島市役所市民ロビー

○展示冊数

一般図書	児童図書	雑誌	CD	合計(A)
1,563冊	901冊	534冊	30枚	3,028点

○利用実績

受領者	受領数(B)	受領率(B/A)
383人	2,202点	72.7%

② 第30回「本のリサイクル展」

○開催状況

開催日	平成20年6月1日(日)【第37回昭島市消費生活展・リサイクル展】
開催場所	昭島市役所市民ロビー

○展示冊数

一般図書	児童図書	雑誌	CD	合計(A)
2,136冊	1,171冊	409冊	30枚	3,746点

○利用実績

受領者	受領数(B)	受領率(B/A)
466人	2,688点	71.8%

(12) 図書館ホームページ

市民図書館電算システムを活用して、図書館のホームページを開設し、利用案内・行事案内・新着情報一覧・一般図書・雑誌などの蔵書検索ができます。

利用件数	92,855件
------	---------

図書館ホームページアドレス <http://www.library.akishima.tokyo.jp/>

(13) 図書館施設見学

施設名	見学日	学校名	見学者数
市民図書館	平成20年6月4日(水)	東小学校 3年生	25人
〃	平成20年6月5日(木)	玉川小学校 3年生	92人
〃	平成20年6月10日(火)	つつじが丘北小学校 3年生	69人
〃	平成20年6月13日(金)	成隣小学校 3年生	64人
〃	平成20年7月1日(火)	富士見丘小学校 3年生	61人
〃	平成20年7月3日(木)	共成小学校 3年生	55人
〃	平成20年10月9日(木)	田中小学校 3年生	57人
〃	平成20年10月29日(水)	富士見丘小学校 2年生	55人
〃	平成20年11月11日(火)	共成小学校 2年生	41人
〃	平成20年11月21日(金)	東小学校 2年生	48人
〃	平成20年12月2日(火)	玉川小学校 2年生	79人
〃	平成20年12月4日(木)	武蔵野小学校 2年生	93人
緑分館	平成20年6月25日(水)	拝島第一小学校 3年生	74人
つつじが丘分室	平成20年7月10日(木)	つつじが丘南小学校 3年生	16人
やまのかみ分室	平成20年11月21日(金)	拝島第四小学校 2年生	40人
計	15回	15校	869人

(14) 図書館職場体験学習

実施期間	実施校	人数
平成20年6月10日(火)～12日(木)	清泉中学校 2年生	4人
平成20年7月23日(水)～24日(木)	福島中学校 2年生	4人
平成20年8月10日(日)～20日(水)	明星大学 3年生※	1人
平成20年8月21日(木)～31日(日)	明星大学 3年生※	1人
平成20年9月17日(水)～19日(金)	昭和中学校 2年生	4人
平成20年10月21・28日・11月11・18日(火)	拝島第三小学校 4年生	16人
平成20年10月28日(火)～30日(木)	拝島中学校 2年生	4人
平成20年11月5日(水)～7日(金)	瑞雲中学校 2年生	4人
平成20年11月12日(水)	啓明学園中学校 2年生	5人
平成21年2月3日(火)～5日(木)	多摩辺中学校 2年生	5人
平成21年2月10日(火)	昭和中学校 1年生	5人
計	11校	53人

※はインターンシップ実習生

5 子ども読書活動推進事業

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、子どもたちの読書への関心を高めるための関連事業を平成14年度から取り組んできました。平成19年3月に「昭島市子ども読書活動推進計画」を策定し、計画の実現に向けて事業を展開しています。

(1) あきしま語りのまつり

開催日時	平成20年5月24日（土） 午後1時30分～3時30分 5月25日（日） 午後1時30分～3時30分
開催場所	昭島市公民館 3階 集会室
内容	お話ボランティア6団体による合同の語りの会
参加者数	合計 66名

(2) 夏休み図書館まつり

開催日時	平成20年7月31日（木） 午前10時～正午
開催場所	昭島市公民館 3階 集会室
内容	びっくり科学実験や科学絵本の読み聞かせ
講師	代田 みち子 氏
参加者数	子ども24名、おとな11名

(3) 親のための絵本読み聞かせ講座

開催日時	平成20年12月21日（日） 午前10時～正午 午後1時～午後3時
開催場所	昭島市公民館 3階 学習会議室
内容	乳幼児を持ったばかりの保護者に、絵本の楽しさ、読書の大切さを伝える。
講師	図書館職員
参加者数	午前5名、午後7名
保育数	午前5名、午後4名

(4) 作ってみよう！しかけ絵本

開 催 日 時	平成21年2月1日（日） 午後1時～3時
開 催 場 所	昭島市公民館 3階 学習会議室
内 容	絵が飛び出したり、動いたりする「しかけ絵本」の一場面を小学生とその保護者で作成する。
講 師	嵐田 康平 氏
参 加 者 数	小学生23名、保護者20名、幼児2名

(5) 中学高校生の読書フォーラム

開 催 日 時	平成21年3月28日（土） 午後1時30分～4時30分
開 催 場 所	昭島市公民館 1階 小ホール
内 容	中学生による読書スピーチ 高校生のチーム対抗による本のプレゼンテーション 記念講演 「本はわたしの生きる糧」 中学生が作成した「POP」や読書感想作品等の展示
講 演 講 師	杉田 七重 氏
参 加 者 数	54名

(6) おはなし会

本に親しみをもってもらうため、幼児・児童を対象に読み聞かせや紙芝居などによる「おはなし会」を行っています。

○定期的なおはなし会

	実 施 日	実施回数	参加者数	平均参加者数
市 民 図 書 館	毎週水曜日 午後3時から	49回	681名	14名
昭 和 分 館	第1・3水曜日 午後3時30分から	24回	410名	17名
緑 分 館	第3水曜日 午後3時30分から	11回	190名	17名
つつじが丘分室	第2金曜日 午前11時から	23回	382名	17名
	第3土曜日 午後2時から			
やまのかみ分室	第2水曜日 午後3時30分から	12回	364名	30名
合 計		119回	2,027名	17名

○おはなし会スペシャル

平成20年度は、通常平日に行っているおはなし会を、親子で楽しんでもらうため、読書週間を機会に土日に行いました。

開 催 日	平成20年11月1日（土）・2日（日） 平成20年11月8日（土）・9日（日）
開 催 場 所	市民図書館本館・小集会室 市民図書館やまのかみ分室 市民図書館つつじが丘分室 昭島市立昭和会館・休養室 昭島市立緑会館・第一集会室
内 容	絵本の読み聞かせによるおはなし会
参 加 者 数	子ども58名、おとな22名

(7) 派遣事業

市内の小学校などを訪問して図書館の紹介やブックトークなどを行い、図書館の利用方法や本に親しむことの楽しさを伝えています。

○学校への職員派遣

派遣日	派遣先
平成20年6月17日(火)	栺島第四小学校 2年生
平成20年9月30日(火)	栺島第四小学校 5年生
平成20年10月21日(火)	栺島第三小学校 4年生
平成20年10月28日(火)	栺島第三小学校 4年生
平成20年11月11日(火)	栺島第三小学校 4年生
平成20年11月11日(火)	田中小学校 4年生

○マッテマステーションへのボランティア派遣

派遣日	派遣先
第2木曜日	玉川小マッテマステーション
第3火曜日	栺島第一小マッテマステーション
第4火曜日	栺島第三小マッテマステーション

図書館に関する例規資料

図書館法

昭島市市民図書館設置条例

昭島市市民図書館協議会条例

昭島市市民図書館運営規則

昭島市市民図書館処務規則

図書館法

昭和二十五年四月三十日号外法律第百十八号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの
 - 三 次に掲げる職にあった期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
- 一 司書の資格を有する者
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の増進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附則、改正附則は省略

昭島市市民図書館設置条例

昭和 48 年 4 月 5 日 条例第 12 号

改正 昭和 50 年 7 月 2 日条例第 17 号 平成 4 年 3 月 30 日条例第 9 号
平成 5 年 3 月 30 日条例第 12 号 平成 11 年 3 月 30 日条例第 10 号

(設置)

第 1 条 昭島市に図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 昭島市民図書館

位置 昭島市東町二丁目 6 番 33 号

2 前項の図書館に次の分館を置く。

名 称	位 置
昭島市民図書館昭和分館	昭島市松原町一丁目 2 番 25 号
昭島市民図書館緑分館	昭島市緑町四丁目 13 番 26 号

3 第 1 項の図書館に次の分室を置く。

名 称	位 置
昭島市民図書館つつじが丘分室	昭島市つつじが丘三丁目 1 番 30 号
昭島市民図書館やまのかみ分室	昭島市拝島町三丁目 10 番 3 号

(委任)

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、昭島市教育委員会規則で定める。

(最終) 附 則 (平成 11 年 3 月 30 日条例第 10 号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 11 年 4 月教委規則第 6 号で、同 11 年 4 月 8 日から施行)

昭島市市民図書館協議会条例

昭和 48 年 4 月 5 日 条例第 16 号

改正 平成 13 年 3 月 8 日 条例第 3 号

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条の規定に基づき、昭島市市民図書館に昭島市民図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定数)

第 2 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10 人以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 昭島市教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、任期中であつても委員を解任することができる。

3 昭島市教育委員会は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 4 条 協議会に会長および副会長 1 人を置き、委員の互選による。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第 6 条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成 10 年昭島市条例第 2 号）第 9 条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、協議会の議決により非公開とすることができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、昭島市教育委員会が定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和 48 年 5 月規則第 8 号で、同 48 年 5 月 12 日から施行）

附 則（平成 13 年 3 月 8 日 条例第 3 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

昭島市市民図書館運営規則

昭和 48 年 5 月 11 日 教育委員会規則第 3 号

〔注〕平成 18 年 3 月から改正経過を注記した。

改正	昭和 50 年 7 月 15 日教委規則第 5 号	昭和 52 年 4 月 1 日教委規則第 1 号
	平成元年 3 月 10 日教委規則第 1 号	平成元年 4 月 1 日教委規則第 5 号
	平成 4 年 4 月 9 日教委規則第 2 号	平成 5 年 5 月 26 日教委規則第 3 号
	平成 6 年 3 月 30 日教委規則第 3 号	平成 11 年 4 月 1 日教委規則第 7 号
	平成 13 年 9 月 28 日教委規則第 9 号	平成 14 年 12 月 10 日教委規則第 7 号
	平成 16 年 3 月 19 日教委規則第 4 号	平成 16 年 6 月 25 日教委規則第 10 号
	平成 18 年 3 月 17 日教委規則第 1 号	平成 20 年 6 月 20 日教委規則第 4 号
	平成 20 年 11 月 17 日教委規則第 6 号	平成 21 年 3 月 25 日教委員規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、昭島市市民図書館設置条例(昭和 48 年昭島市条例第 12 号)第 3 条の規定に基づき、昭島市市民図書館(以下「図書館」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成 18 年教委規則 1 号〕

(事業)

第 2 条 図書館は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚資料、地域資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存
- (2) 個人貸出及び団体貸出し
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) レファレンス
- (5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会及び資料展示会等の主催及び奨励
- (6) 図書館報等の発行及び頒布
- (7) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供
- (8) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供及び奨励
- (9) 他の図書館、学校その他の教育機関との連絡及び協力
- (10) 図書館資料の相互貸借
- (11) 市内の学校図書館への資料提供及び助言
- (12) 読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進
- (13) 移動図書館の運営
- (14) 図書館資料の複写
- (15) その他図書館の目的達成のために必要な事業
一部改正〔平成 20 年教委規則 6 号〕

(開館時間)

第 3 条 図書館(分館及び分室を除く。)の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日は、午前 10 時から午後 5 時までとする。
- (2) 火曜日及び金曜日は、午前 10 時から午後 8 時までとする。
- (3) 水曜日は、午前 10 時から午後 6 時までとする。
- (4) 木曜日は、正午から午後 6 時までとする。

- (5) 前各号の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日は、午前10時から午後5時までとする。
- 2 分館の開館時間は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日及び土曜日は、午前10時から午後5時までとする。
- (2) 火曜日、水曜日及び金曜日は、午前10時から午後6時までとする。
- (3) 木曜日は、正午から午後6時までとする。
- 3 分室の開館時間は、次のとおりとする。
- (1) つつじが丘分室は、午後0時30分から午後5時までとする。
- (2) やまのかみ分室は、分館と同様とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 一部改正〔平成20年教委規則6号〕

(休館日)

第4条 図書館（分館及び分室を除く。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（祝日法に規定する休日である日を除く。）
- (2) 祝日法第3条第1項に規定する休日が月曜日である場合は、その翌日（祝日法に規定する休日である日を除く。）
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までの日
- (4) 特別整理期間（1年のうち15日以内）
- 2 分館及び分室の休館日は、次のとおりとする。
- (1) 月曜日
- (2) 祝日法第3条第1項及び第3項に規定する休日（この日が月曜日である場合は、この日の後の最初の同条第1項又は第3項に規定する休日以外の日）
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までの日
- (4) 特別整理期間（1年のうち15日以内）
- 3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。
- 一部改正〔平成20年教委規則4号〕

(移動図書館の開館日時)

第5条 移動図書館の図書館奉仕を行う日時は、館長が別に定める。

一部改正〔平成18年教委規則1号〕

(利用の制限)

第6条 この規則又は館長の指示に従わない者に対して、館長は、図書館資料の利用を禁止することができる。

一部改正〔平成18年教委規則1号〕

(損害の弁償)

第7条 利用者が図書館資料又は設備器具を著しく汚損若しくは破損又は亡失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(個人貸出し)

第8条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、貸出券を提示しなければならない。

- 2 貸出券は、昭島市内に住所を有し、若しくは通勤若しくは通学する者又はあきる野市内に住所を有する者で貸出登録をしたものに交付する。
- 3 個人貸出しのできる図書館資料並びに図書館資料の貸出数及び貸出期間は、館長が別に定める。

一部改正〔平成21年教委規則2号〕

(団体貸出し)

第9条 図書館資料の団体貸出しを受けようとするものは、団体貸出券を提示しなければならない。

- 2 団体貸出券は、市内の事業所、機関又は団体で貸出登録をしたものに交付する。
- 3 団体貸出しのできる図書館資料並びに図書館資料の貸出数及び貸出期間は、館長が別に定める。

一部改正〔平成18年教委規則1号〕

(貸出券等の返還)

第10条 貸出券又は団体貸出券（以下「貸出券等」という。）は、貸出登録の資格を失ったときは、速やかにこれを返還しなければならない。

(貸出券等の紛失の届出等)

第11条 貸出券等を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。

2 貸出券等が貸出登録をしたもの以外のものによって使用された場合における損害は、当該貸出登録をしたものの負担とする。

一部改正〔平成18年教委規則1号〕

(図書館資料の返納)

第12条 図書館資料を貸出期間内に返納しなかったものは、館長の定める期間について利用を禁止することができる。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 図書館資料を貸出期間経過後においても引き続き利用しようとするときは、貸出期間内に館長の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成18年教委規則1号〕

(資料の受贈)

第13条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け、他の図書館資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

一部改正〔平成18年教委規則1号〕

(資料の委託)

第14条 図書館は、図書館資料の委託を受けることができる。

2 委託資料は、他の図書館資料と同様の取扱いをする。

3 図書館は、委託資料の亡失、破損についてその責を負わない。

附 則

この規則は、昭和48年5月12日から施行する。

附 則 (昭和50年7月15日教委規則第5号)

この規則は、昭和50年7月20日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月10日教委規則第1号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日教委規則第5号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月9日教委規則第2号)

この規則は、平成4年4月17日から施行する。

附 則 (平成5年5月26日教委規則第3号)

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日教委規則第7号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は、平成11年4月8日から施行する。

附 則 (平成13年9月28日教委規則第9号)

改正 平成18年3月17日教委規則第1号

この規則は、平成13年10月15日から施行する。

一部改正〔平成18年教委規則1号〕

附 則 (平成14年12月10日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年6月25日教委規則第10号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月17日教委規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 11 日から施行する。
(昭島市市民図書館運営規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 昭島市市民図書館運営規則の一部を改正する規則（平成 13 年昭島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。
附則ただし書を削る。
附 則（平成 20 年 7 月 1 日教委規則第 4 号）
この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
附 則（平成 20 年 11 月 17 日教委規則第 6 号）
この規則中第 2 条の改正規定は公布の日から、第 3 条の改正規定は平成 21 年 1 月 6 日から施行する。
附 則（平成 21 年 3 月 25 日教委規則第 2 号）
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

昭島市市民図書館処務規則

昭和 48 年 5 月 11 日 教育委員会規則第 4 号

改正 昭和 50 年 7 月 15 日教委規則第 6 号 昭和 53 年 9 月 29 日教委規則第 4 号
平成 3 年 3 月 30 日教委規則第 2 号 平成 4 年 4 月 9 日教委規則第 3 号
平成 6 年 3 月 30 日教委規則第 2 号 平成 11 年 3 月 24 日教委規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 昭島市市民図書館（以下「図書館」という。）における処務については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(係の設置)

第 2 条 図書館に整理係及び貸出係を置く。

(分掌事務)

第 3 条 係の分掌事務は、次のとおりとする。

整理係

- (1) 資料の収集及び受入れに関すること。
- (2) 資料の整備、修理及び保存に関すること。
- (3) 資料の分類、配列及び利用案内に関すること。
- (4) 資料の目録の作成に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) その他図書館の庶務に関すること。

貸出係

- (1) 図書館資料（以下「資料」という。）の提供及び貸出しに関すること。
- (2) 読書相談及び参考調査に関すること。
- (3) 児童及び学校図書館に対する奉仕に関すること。
- (4) 地域文庫及び家庭文庫との連絡調整に関すること。
- (5) 集会活動の援助に関すること。
- (6) 分館、分室及び移動図書館に関すること。
- (7) 資料の利用の記録、統計及び評価に関すること。
- (8) 図書館活動における広報及び宣伝に関すること。
- (9) 図書館協議会に関すること。
- (10) 図書館運営の調査研究及び企画に関すること。

(職員)

第 4 条 図書館に館長、係長、主査、司書、司書補、事務職員及び技術職員を置く。

(職務)

第 5 条 館長は上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 係長及び主査は、館長の命を受け、係の分掌事務又は担当事務を掌理する。

3 前 2 項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、図書館の事務に従事する。

(館長の専決事案)

第 6 条 館長の専決できる事案は、昭島市教育委員会事務決裁規程（昭和 57 年教育長訓令第 1 号）

第 4 条の規定を準用する場合を除き、次の各号に定めるところとする。

- (1) 図書館の施設及び設備の管理に関すること。
- (2) 資料の選択、収集及び廃棄に関すること。

(報告)

第 7 条 館長は、毎月次に掲げる事項について教育委員会教育長に報告しなければならない。

- (1) 前月分の職員の勤務状況
- (2) 前月分の事務の処理状況

2 館長の専決事案中、重要又は異例に属するものは、そのつど教育委員会教育長に報告しなければならない。

(準用)

第8条 別に定めるもののほか、文書の取扱い、文書の保存その他必要な事項については、昭島市教育委員会事務局に適用される規程を準用する。

(最終) 附 則 (平成 11 年 3 月 24 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。